

○越前がにミュージアム条例

平成 17 年 2 月 1 日

条例第 129 号

改正 平成 26 年 3 月 24 日 条例第 1 号

平成 27 年 3 月 23 日 条例第 16 号

(設置)

第 1 条 越前がに及び海洋生物等（以下「越前がに等」という。）に関する資料の収集、保管、展示、研究等を通して、漁業の担い手の育成及び漁業と観光の振興に寄与することを目的に、越前がにミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前がにミュージアム ミュージアム棟	越前町厨第 7 1 号 3 2 4 番地
越前がにミュージアム マーケット棟	越前町厨第 7 1 号 3 2 4 番地
越前がにミュージアム 管理棟	越前町厨第 7 1 号 3 2 4 番地

(事業)

第 3 条 ミュージアムは次の事業を行う。

(1) ミュージアム棟

- ア 越前がに等に関する情報の提供
- イ 越前がに等に関する資料の収集、保管及び展示
- ウ 漁業及び越前がに等に関する学習機会の提供
- エ 越前がに等の飼育・生態に関する調査研究
- オ 漁業を担う人材の育成等
- カ その他、施設の設置の目的にふさわしい事業

(2) マーケット棟

- ア 休憩及び食事施設の提供
- イ 農林水産物等の販売

- ウ 調理体験の場の提供
- エ 販わいの創出に向けた企画運営
- オ その他、施設の設置の目的にふさわしい事業  
(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるミュージアムの管理に関する業務は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ミュージアムの施設、設備又は備品の維持管理に関すること。
- (3) ミュージアムの利用の許可並びに利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受及び減免に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が定める業務  
(利用時間)

第5条 ミュージアムの利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

- (1) ミュージアム棟は、午前9時から午後5時(7月1日から8月31日までは午後6時)まで
- (2) マーケット棟1階のショップ及び海鮮市場については、午前9時から午後6時(7月1日から8月31日までは午後7時)まで
- (3) マーケット棟2階のレストランについては、午前10時から午後6時(7月1日から8月31日までは午後7時)まで  
(休館日)

第6条 ミュージアムの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第2火曜日及び第4火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日
- (2) 1月1日及び12月31日

(施設の利用)

第7条 ミュージアムを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ミュージアムの利用を拒み、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は備品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理運営上支障のおそれがあるとき。

(入館料)

第9条 入館者は、入館料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 入館料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、入館料金をその収入として収受するものとする。

(入館料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、入館料金の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復)

第11条 入館者は、ミュージアムの利用を終わったとき、又は第8条の規定により入館の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 入館者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、入館者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 入館者は、故意又は過失により施設若しくは設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 賠償の金額及び方法等は、町長がその都度定めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の越前がにミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成12年越前町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月24日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

越前がにミュージアム入館料

利用者	入館料	備考
一般料金		
大人 (中学生以上)	610円	
小人 (3歳以上中学生未満)	300円	
団体料金(20人以上)		
大人 (中学生以上)	510円	
小人 (3歳以上中学生未満)	250円	